平成２３年（フ）第２７４４号
福岡市西区拾六町４丁目44番13号
債務者　舌間　艶子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４５号
福岡市西区拾六町４丁目44番13号
債務者　舌間　秀人
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９８号
熊本県宇土市走潟町683―３　有料老人ホーム陽向のおうち、住民票上の住所熊本市南区奥古閑町3337番地２
債務者　林田　武信
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７７５号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―704号
債務者　甲斐　信也
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４３号
福岡県春日市天神山１丁目40番地西村コーポ202号
債務者　坂井　俊昭
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　圭司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９号
群馬県高崎市剣崎町201番地45　エイムハイツ103号
債務者　櫻井　隆男
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘山　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４４３３号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―114号、前住所大阪府八尾市南本町６丁目６番62号
債務者　塚越　久仁
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越田　英理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３４号
大阪府八尾市弓削町南２丁目33―１　シャルマンエステート105号、住民票上の住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―114号
債務者　塚越　優仁
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越田　英理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９２号
福岡県鞍手郡鞍手町八尋1529―１―24　福増静江方、申立時の住所大阪府東大阪市新庄１丁目５番26―203号　協栄ハイツⅡ203号
債務者　鯛宝楽こと　中島　大典
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　博雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５５号
大阪市淀川区西三国４丁目４―15みなづき荘０号室、申立時の住所大阪市淀川区西三国２丁目２番27号　近畿ビル501号
債務者　林　健一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２号
福岡市早良区田村３丁目23番17―304号
債務者　大西　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真禎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５９号
福岡県春日市小倉１丁目30番地白水荘102号
債務者　江口　和久（旧姓松石）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光安　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３５号
福岡市城南区梅林１丁目11―２ジョイナスパートⅠ201号、住民票上の住所福岡市西区横浜１丁目７番１号
債務者　松本　勝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９５号
山形市富の中３丁目８番23号
債務者　遠藤　篤
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
山形市旭が丘３番20号、前住所山形市西田４丁目10番27号　メゾンドにしだA202号
債務者　遠藤　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３４号
山形県上山市四ツ谷１丁目10番13号、前住所山形県北村山郡大石田町大字田沢713番地10
債務者　横山　純子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山形地方裁判所民事部